

第4次総合計画改訂版素案に対する意見（第2部会 R4.12.23開催）への回答

第2回総計部会

大綱1 人権・市民自治

資料4  
(大綱1)

R5.1

政策1 平和と人権を尊重するまちづくり

| No. | 委員意見                         |  | 所管室課意見<br>※委員意見を踏まえた修正案等に下線   | 所管室課名 |
|-----|------------------------------|--|---|-------|
|     | 該当箇所                         | 意見   |   |       |
| 1   | 現状と課題<br>施策<br>1-1-2<br>施策指標 | 現状と課題に、「人権侵害の事例は依然としてみられる」とあるが、施策や施策指標の内容は啓発に留まっている。人権侵害の被害者に対する相談など、取り組んでいることを施策や指標にも反映した方がよいのではないか。                            | 人権侵害の事例は、法務局や大阪府と協力し、対応しています。市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の実現をめざすため、人権啓発に取り組んでいます。また、人権相談については、法務大臣が委嘱した民間ボランティアの人権擁護委員により実施しています。  | 人権政策室 |
| 2   | 市民意識指標                       | 「男女がともに個性や能力を発揮できている社会になってきていると思う市民の割合」とあるが、「男女」という言葉の使い方を、男女共同参画プランでは見直しつつある。総計も同じように必要な表現の見直しをした方がよいのではないか。                    | 「男女」という言葉や表現については、第5次すいた男女共同参画プラン策定過程においても、性の多様性に配慮した表現に置き換えています。総計においても同様に検討が必要と考えます。  | 人権政策室 |
| 3   | 施策<br>1-1-2                  | 「性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組みます。」とあるが、性的マイノリティの課題は「新たな」課題ではない。また、外国籍の人など、多様性が課題になっており、現状に即した表現とした方がよい。                         | 性的マイノリティの人に対する配慮は、当時の新たな人権課題の例として記載したもので、新たな人権課題については人権教室をはじめ様々な事業で啓発などに取り組んでいます。   | 人権政策室 |
| 4   | 施策指標<br>1-1-2                | 「人権意識が向上していると思う市民の割合」は一般論であり、人権侵害を受けている人の意見ではない。人権侵害が減るように取り組んでいることについての指標は設定できないか。  | 人権侵害に関し、その問題の減少など、直接的な形で進捗を測る指標を設定することは難しいことから、人権意識の向上といった啓発に取り組むことで、今後も施策の進捗を測っていきたいと考えています。   | 人権政策室 |
| 5   | 施策指標<br>1-1-3                | 「市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合」について、目標値30%は国が民間企業に求める割合だと思いが、地方自治体がこのような目標値で十分なのか。また、現在の市職員の男女比と、R3の実績値25.5%が近隣他市と比較してどうなのかを教えてください。 | 現時点における実績値から、まずは30%を目標としたいと考えています。現在の市職員の男女比は、男性59.3%、女性40.7%です。近隣他市の状況は把握しておりませんが、本市の現在の女性管理職の割合は25.5%であり、管理職への昇任年齢である36歳以上の男女比が男性64.0%、女性36.0%であることを踏まえると、目標値30%は妥当と考えています。 | 人事室   |

政策2 市民自治によるまちづくり

| No. | 委員意見        |  | 所管室課意見<br>※委員意見を踏まえた修正案等に下線   | 所管室課名   |
|-----|-------------|--|---|---------|
|     | 該当箇所        | 意見   |   |         |
| 1   | 現状と課題       | 2 段落目、「本市では…協働の取組の推進に努めてきました。」とあるが、市民団体、事業者、行政それぞれの立場で何を進めてきたのか、何が課題なのかを教えてください。   | <p>協働については、全庁で取り組んでいますが、この間、子供食堂開設補助金の創設や事業者への委託による生活困窮世帯の子供の学習支援など、新たな市民公益活動に対して、補助金の交付や市民公益活動センター ラコルタを活用した団体の特性に応じた支援を強化してきました。</p> <p>協働の相手方である市民団体等について、共働きや高齢者の就労などにより、地域での世話役が少なくなっているなど担い手不足となっています。</p> <p>また、行政との協働に取り組んでいこうという意欲を有する市民の活動実態が多様であることを十分認識したうえで、吹田市に相応しい新たな協働の仕組みづくりが課題です。</p> | 市民自治推進室 |
| 2   | 現状と課題       | 「従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。」とあるが、市としては「従来型・伝統的な活動」を続けていきたいと思っているのか。また、「地域活動の形態が多様化することで」とあるが、「地域活動」の定義はどう捉えているか。自治会加入率も低下する一方、高齢化によりコミュニティのあり方が問われている。市としてどう進めていきたいのかが見えない。 | <p>「従来型・伝統的な活動」についても引き続き支援していきながら、新たな活動についても支援していきます。</p> <p>「地域活動」は、自治会など広く地域住民が任意に集まって行う活動と定義しており、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援していきます。</p>  | 市民自治推進室 |
| 3   | 市民意識指標      | 「過去一年間に…地域活動に参加したことがある市民の割合」について、ここで使う言葉として「地域活動」でよいのか。市民公益活動を推進するのであれば、言葉が不適切ではないか。市民公益活動という言葉がまだ一般化できていないということであれば、市民参画を進めるための情報発信や積極的な働きかけが必要であり、施策でも触れた方がよいのではないか。       | <p>地域には、市民公益活動団体をはじめ様々な市民団体が存在するため「地域活動」と表現しています。</p> <p>市民参画の推進については、施策1-2-2で、参画の促進を謳っています。</p>  | 市民自治推進室 |
| 4   | 施策<br>1-2-1 | 「市民と行政とで共有」とあるが、行政が市民に情報を提供しているだけであり、「共有」になっていないのではないか。双方向であって初めて市民参画につながる。  | <p>行政が保有する公共データは市民共有の財産であるとの認識に立ち、市民参画の取組に活用してもらうために市政に関する情報提供を行うという意味で「情報共有」と記述しています。</p>  | 広報課     |

| No. | 委員意見            |   | 所管室課意見<br>※委員意見を踏まえた修正案等に下線  | 所管室課名   |
|-----|-----------------|---|--|---------|
|     | 該当箇所            | 意見  |  |         |
| 5   | 施策<br>1-2-2     | 「市民参画」の定義をどう考えているか。市民参画を進めるため、情報提供や働きかけを行っていると思うが、市民公益活動団体が多い吹田市において、それらの活動をもっと市のものとして活用していくべきではないか。  | 吹田市自治基本条例において、市民参画は、「市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動すること」と定義しています。<br>市民の自発的な社会参加の機会を提供する市民公益活動は、今やコミュニティにおいて必要不可欠となっている中で、柔軟性、独創性を持ったボランティアやNPO等が社会的な役割を担っていくよう、今後も一層、補助金の交付や協働事業など様々な形で連携・支援していきます。   | 市民自治推進室 |
| 6   | 施策指標<br>1-2-1   | 市のホームページの閲覧者数とあるが、他の媒体で情報を得ている可能性はないか。特に若い世代はホームページを閲覧する人は少ない。ホームページだけの指標ではバイアスがかかるのではないか。他の媒体からも情報を得られているか確認するために、市報をどれだけ読んでいるか、市報がどれだけ市民に届いているかを確認する指標も必要ではないか。 | 市報は全戸配布していること、情報量や時期が限定されることもあり、様々な市政情報の提供としての施策指標は、包括的に情報発信しているホームページの閲覧者数としています。また、近年利用者の多いSNS（LINE、ツイッター等）との連携や紙媒体への2次元バーコード掲載などにより、ホームページの閲覧へ誘導しています。なお、市民意識指標として、様々な広報媒体による情報発信の満足度を測る指標は設定しています。 | 広報課     |
| 7   | 施策指標<br>1-2-2,3 | ラコルタの年間利用者数、コミュニティ施設の年間利用件数などが指標として挙げられているが、このうちの吹田市民の割合はどれぐらいなのか。市民に届いている施策なのか。市民一人当たりが年間に何回利用しているかといった指標の方がよいのではないか。  | 吹田市自治基本条例では、市民を「市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」と定義していることに基づいて、利用者数等を把握しています。   | 市民自治推進室 |